

カルテル規制に係る違反抑止制度等の国際比較

	差止等	行政上の金銭的不利益処分	刑事罰		その他
			法人	個人	
日本 (注1)	排除措置命令	課徴金	5億円以下の罰金	3年以下の懲役又は500万円以下の罰金	損害賠償 (違約金) 指名停止
	(警告)			【刑法】競売入札妨害罪、談合罪 (2年以下の懲役又は250万円以下の罰金)	
アメリカ (注2)	命令判決 (injunction)	なし	1億ドル又は利得額/ 損害額の2倍のいずれ か大きい額以下の罰 金(criminal penalty)	10年以下の禁固又は100万ドル若しくは利得 額/損害額の2倍のいずれか大きい額以下の罰 金	損害賠償
EU (注3)	排除措置命令 (decision)	制裁金 (fine)	-	-	損害賠償
イギリス (注3)	排除措置命令 (decision)	制裁金 (financial penalty)	なし	【企業法】5年以下の禁固又は罰金	損害賠償
フランス (注3)	排除措置命令 (injonction)	制裁金 (sanction pécuniaire)	なし	4年の禁固又は75000ユーロの罰金	損害賠償
				【刑法】談合罪 (6ヶ月の禁固又は22500ユーロの罰金)	
ドイツ (注4)	排除措置命令 (Verfügung)	過料(Geldbuße) 没収・追徴(Verfall) 不当利得の剥奪 (Vorteilsabschöpfung)	なし	なし	損害賠償
				【刑法】談合罪 (5年以下の自由刑又は180万ユーロ以下の 罰金)	

(参考) アメリカ証券取引法

差止等	行政上の金銭的不利益処分	刑事罰	
		法人	個人
命令判決(injunction) 排除措置命令(cease and desist order) 営業禁止(debarment)	制裁金(civil penalty) 利益吐出し(disgorgement)	罰金(criminal penalty)	禁固又は罰金

- (注1) 独占禁止法の刑事罰と課徴金が併科される場合、法人に対する刑事罰相当額の1/2を課徴金から控除することを規定。損害賠償と課徴金・刑事罰の調整については規定なし。
- (注2) 司法省反トラスト局による手続のみを記載。刑事罰の量刑に当たって損害賠償の存在は考慮されない。
- (注3) 制裁金と損害賠償の調整に関する規定はない。
- (注4) 通常は過料が賦課され、排除措置命令は出されない。過料は個人も対象となり、個人には過料と刑法の談合罪の対象となり得るが、刑罰と過料は同時に科されることはない。損害賠償の履行、過料の賦課又は没収・追徴により経済的利得が剥奪された場合、不当利得の剥奪処分は行われない。